

静岡県告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県富士山保全協力金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

受託者の名称及び所在地	委託する事務の種類	委託する期間
富士急静岡バス株式会社 静岡県富士市厚原771番地1 株式会社富士急ビジネスサポート 山梨県富士吉田市中曽根1丁目5番25号	富士宮口五合目及び御殿場口 新五合目における富士山保全 協力金の収納事務	令和元年6月6日から 令和元年10月31日まで
小山町 静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2 公益社団法人小山町シルバー人材センター 静岡県駿東郡小山町用沢345番地の1	須走口五合目における富士山 保全協力金の収納事務	令和元年5月30日から 令和元年10月31日まで
富士急静岡バス株式会社 静岡県富士市厚原771番地1 株式会社富士急ビジネスサポート 山梨県富士吉田市中曽根1丁目5番25号	水ヶ塚駐車場における富士山 保全協力金の収納事務	令和元年6月13日から 令和元年10月31日まで